

中小トラック運送事業者のための

信用保証制度の特例措置について セーフティネット保証（指定業種）

（中小企業信用保険法第2条第4項第5号）

1. 信用保証制度とは

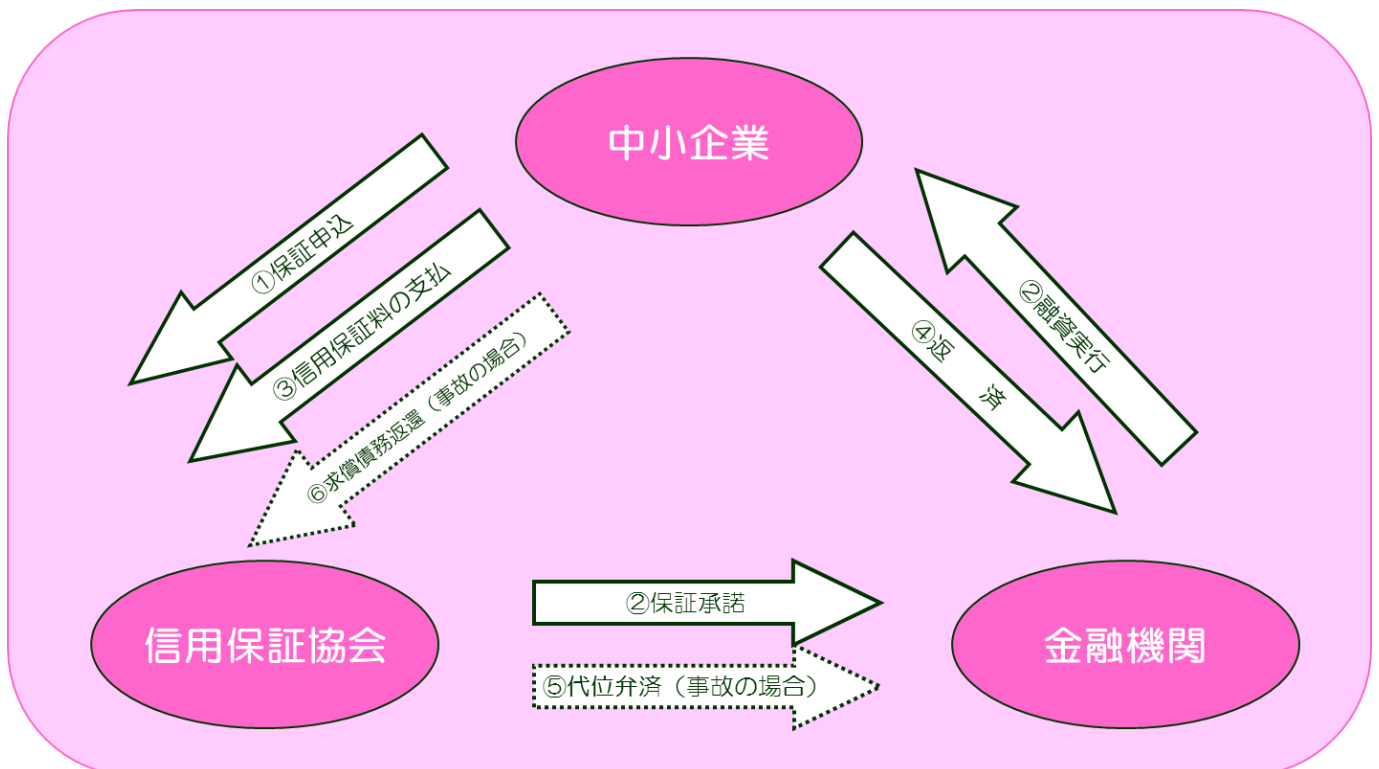
中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会がその債務を保証する制度です。これにより、金融機関の貸し出しリスクが信用保証協会によってカバーされるため、中小企業者は融資を受けやすくなります。

信用保証協会は、各都道府県にそれぞれ1つずつと、横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪の5つの市にあり、全国で52の協会があります。

2. 信用保証制度のしくみ

- ① 保証申込：取引金融機関経由で、または保証協会窓口で直接申し込みます。
※申し込みは取引金融機関経由のみとする保証協会もあります。
- ② 融資実行：保証協会による審査を受け、承諾されると融資が実行されます。
- ③ 信用保証料の支払：所定の信用保証料を保証協会に支払います。
- ④ 返済：返済条件に従って借入金を金融機関に返済していきます。
- ⑤ 代位弁済：万一、何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合には、金融機関からの請求によって、保証協会が中小企業者に代わって返済します。
- ⑥ 求償債務返済：借入金が返済できなくなって代位弁済された債務については、以降実情に即して保証協会に返済していきます。

以下のような仕組みです。



3. セーフティネット保証の指定業種について

経営の安定に支障を生じる業種は、業種指定を受けることで特例措置が適用されます。

平成23年度下半期（平成23年10月1日～平成24年3月31日）については、東日本大震災や円高の影響を踏まえ、23年度上半期に引続き、トラック運送事業を含む、原則全業種（82業種）が対象業種に指定されました。

4. セーフティネット保証（指定業種）の利用手続きについて

特例措置を受けるには、トラック運送事業を営んでいるほかに、以下のいずれかに該当することが必要です。

セーフティネット保証(5号)の認定要件（平成23年10月1日から）

(イ) 最近3か月間の月平均売上等が前年同期に比して5%以上減少していること。

(ロ) 製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていないこと。

(ハ) 円高の影響によって、原則として最近1か月の売上等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の月平均売上等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること。※1 ※2 ※3

※1：最近2か月の売上等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※2：売上等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面（理由書）が必要。

※3：(ハ)の基準については、平成23年10月以降の認定申請から適用。

実際の手続きは、以下の通りとなります。

(1) 所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口に必要な書類を提出し、認定を受けます。

認定に必要な書類

- ・ 認定申請書 2通
- ・ 決算書、試算表等の事実を証明する書類

※ 市町村（特別区）により異なりますので、各窓口へご相談下さい。

(2) 審査の上、認定書が交付されますので、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参の上、保証付き融資を申し込みます。

5. セーフティネット保証（指定業種）の特例措置について

① 保証限度額の別枠化：一般保証限度額とは別枠の保証限度額が設けられます。

	一般保証限度額		別枠保証限度額
普通保証	2億円以内	+	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内		8,000万円以内
無担保無保証人保証	1,250万円以内		1,250万円以内

※ 金融機関や信用保証協会の金融上の審査（事業見通し、返済能力等）によって、実際に保証を受けられる額が決められます。無条件で倍額までの保証が受けられるものではありません。

② 信用保証料率の引き下げ：一般保証の場合と比べて信用保証料率が引き下げられます。

	一般保証		信用保証制度特例措置
保証料率	年0.5～2.2%	+	概ね1%以内 特例措置による保証料率は信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められております。

※ 一般保証の保証料率は、中小企業者の経営状況を踏まえ概ね年0.5～2.2%の範囲で9段階の保証料率体系となっています。（平均的な保証料率は1.35%となります。）

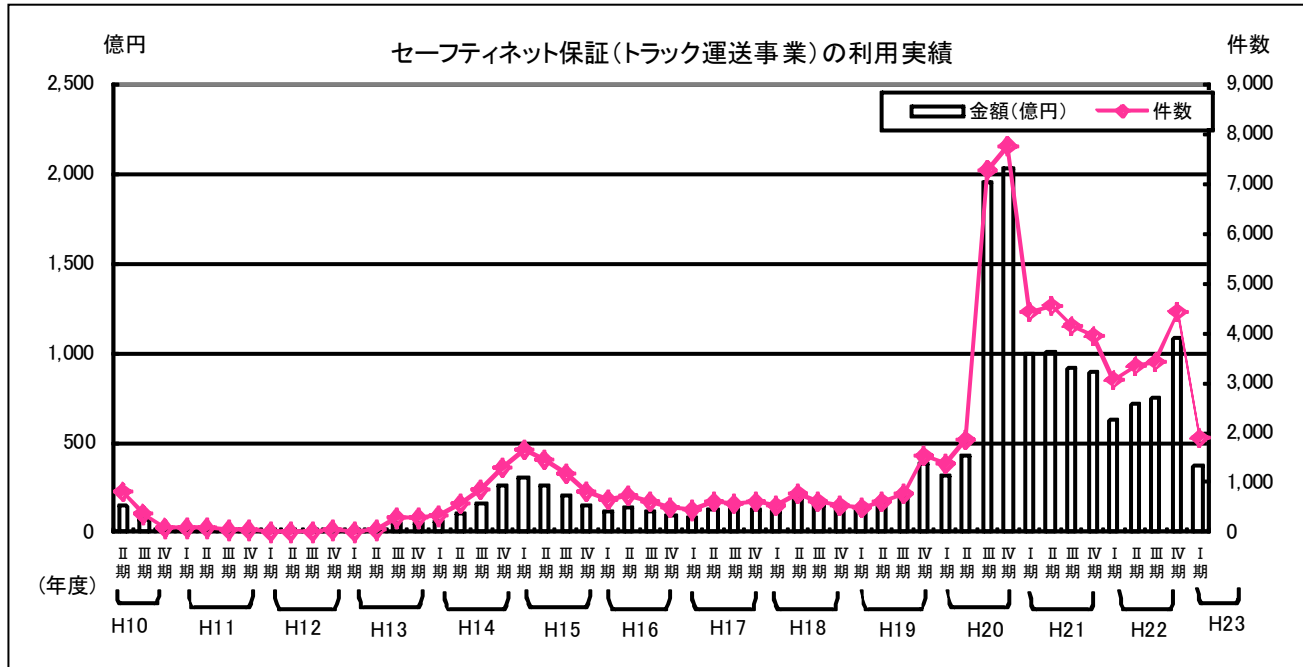
6. トラック協会による信用保証協会保証料助成

全日本トラック協会と都道府県トラック協会（一部を除く）では、セーフティネット信用保証制度を利用して融資を受ける会員事業者の方に対し、保証料の一部を助成しております。

※詳しくは、全日本トラック協会または所属の都道府県トラック協会まで。

7. セーフティネット保証（指定業種）の利用実績

トラック運送業におけるセーフティネットの利用実績は下表の通りです。



(社) 全国信用保証協会連合会資料より

各信用保証協会の連絡先

名称	連絡先	名称	連絡先	名称	連絡先
(社) 全国信用保証協会連合会	03-6823-1200	山梨県信用保証協会	055-235-9700	鳥取県信用保証協会	0857-26-6631
北海道信用保証協会	011-241-5554	長野県信用保証協会	026-234-7288	島根県信用保証協会	0852-21-0561
青森県信用保証協会	017-723-1351	静岡県信用保証協会	054-252-2120	岡山県信用保証協会	086-243-1121
岩手県信用保証協会	019-654-1500	愛知県信用保証協会	052-454-0500	広島県信用保証協会	082-228-5500
宮城県信用保証協会	022-225-6491	名古屋市信用保証協会	052-212-3011	山口県信用保証協会	083-921-3090
秋田県信用保証協会	018-863-9011	岐阜県信用保証協会	058-276-8123	香川県信用保証協会	087-851-0061
山形県信用保証協会	023-647-2245	岐阜市信用保証協会	058-267-4553	徳島県信用保証協会	088-622-0217
福島県信用保証協会	024-526-2331	三重県信用保証協会	059-229-6021	高知県信用保証協会	088-823-3261
茨城県信用保証協会	029-224-7811	富山県信用保証協会	076-423-3171	愛媛県信用保証協会	089-931-2111
栃木県信用保証協会	028-635-2121	石川県信用保証協会	076-222-1511	福岡県信用保証協会	092-415-2611
群馬県信用保証協会	027-231-8816	福井県信用保証協会	0776-33-1800	佐賀県信用保証協会	0952-24-4340
埼玉県信用保証協会	048-647-4711	滋賀県信用保証協会	077-511-1300	長崎県信用保証協会	095-822-9171
千葉県信用保証協会	043-221-8181	京都信用保証協会	075-314-7221	熊本県信用保証協会	096-375-2000
東京信用保証協会	03-3272-2251	大阪府中小企業信用保証協会	06-6244-7121	大分県信用保証協会	097-532-8336
神奈川県信用保証協会	045-681-7172	大阪市信用保証協会	06-6260-1700	宮崎県信用保証協会	0985-24-8251
横浜市信用保証協会	045-662-6621	兵庫県信用保証協会	078-393-3900	鹿児島県信用保証協会	099-223-0273
川崎市信用保証協会	044-211-0503	奈良県信用保証協会	0742-33-0551	沖縄県信用保証協会	098-863-5302
新潟県信用保証協会	025-267-1311	和歌山県信用保証協会	073-423-2255		

〒163-1519 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー19階

TEL 03-5323-7627 FAX 03-5323-7230

URL <http://www.jta.or.jp>